

警報等の発表時における安全確保措置について

標記の件にかかる措置については、四日市市教育委員会からの指示を基にしながら、本校として次のように措置を取らせていただきますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、緊急時にすぐに確認できるよう、本紙は目につきやすい所に掲示するなどして下さい。

1 暴風警報・暴風雪警報、大雪警報に対する措置

| 発表された場合 | | 解除された場合 | |
|---------|------------------|----------|------------|
| 時刻 | 措置 | 時刻 | 措置 |
| 7:00 まで | 自宅待機 ※1 | 7:00 まで | 通常とおり登校 ※2 |
| 登校後 | 保護者等の迎えがあるまで学校待機 | 7:00 を経過 | 臨時休校 |

※1…保護者が家庭にいない児童については、最寄りの知人等に保護をお願いできるよう、日頃から依頼をしておいてください。

※2…解除後も災害が著しい等、登校に危険が予想される場合は、学校の判断で臨時休校、または登校時刻を遅らせるなどの措置をとることがあります。

2 特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)、震度5強以上の地震発生、噴火警報に対する措置

| 発表された場合 | |
|---------------|---|
| 時刻 | 措置 |
| 7:00 (登校前) まで | 臨時休校 ○登校はせず、市災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努める(ただちに命を守る行動をとる)。 具体的には… ・周囲の状況に注意しながら、速やかに避難場所へ ・外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ など |
| 登校後 | 保護者等の迎えがあるまで学校待機 |

☆ テレビ・ラジオ等で報道される情報と動向に注意してください。

☆ 緊急の通知は、「すぐメール」でメール配信します(学校ホームページ:緊急時のお知らせでも確認できます)。

(「すぐメール」未登録の方は、連絡が届くよう、知人等に頼んでおいてください。)

3 弾道ミサイルの飛来により、【三重県にJアラート等を通じて緊急情報発信があった場合に対する措置

| | |
|---------------------|---------------------------------|
| ①登校前に緊急情報が発信 ⇒ 自宅待機 | ②登校後に緊急情報が発信 ⇒ 保護者等の迎えがあるまで学校待機 |
|---------------------|---------------------------------|

4 大雨洪水警報等の場合

学校から連絡しない限り、平常通り授業を行います。各家庭で以下のように判断してください。

<登校前> 登校に危険が予想されたり災害が著しかったりする場合は、安全であると判断されるまで自宅待機させてください。その際には、必ず学校までご連絡ください。

<登下校中> 激しい雷雨等のために危険が予想される場合は、学校または自宅に向かいます。戻れない場合は、近くの建物等へ避難し待機します。

5 児童迎え者の届けについて 別紙:「災害時・緊急時迎え者の届出」

児童が学校にいるときに、上記事由等により学校待機となった場合の迎え者を報告してください。

- ・ 全児童をそれぞれの教室(複数名いる場合は、一番下の子どもの教室)で待機させ、保護者等の方のお迎えを待たせます。
- ・ 児童の引渡しを迅速かつ確実に行うためにも迎え者の名簿を予め作成し、事前に届けていただいた方に限って引渡しを行います。迎え者は家族(父母・祖父母・親戚等)でも知人・友人、お子さんの友達の保護者でも結構です。
- ・ 保護者以外を迎え者に指定する場合は、事前に相手に了解を得てください。
- ・ 迎え者の控えを必ずとっておいてください。
- ・ 変更する場合は、担任にお知らせください。

6 その他、お願い

- ・ 道路の大きな被害や混雑が予想されます。できるだけ徒歩でのお迎えをお願いします。
- ・ やむを得ず車でお越しの場合は、正門から西門への一方通行とさせていただきますので、ご協力をお願いします。校内に車を駐車される際は、通路を塞がぬようご留意下さい。また、必ず誘導係の指示に従って頂くようお願いいたします。(別紙参照)。
- ・ 電話回線を確保するため、学校への問い合わせは緊急の場合に限ってください。
- ・ 事件発生等、緊急事態が発生した場合は、状況に応じて、自宅待機・臨時休校の措置、または、保護者及び保護を依頼された方と同伴での登下校等の措置をとります。

*上記以外に、天候の様子や通学路の状況を確認し、学校長の判断により、緊急集団下校の措置をとる場合もあります。